

背景・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約3.8万人**※1であり、**平成22年から令和元年の10年間で約4.3倍に増加**。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の22.2%※1、専任の担当者を配置している大学等は19.5%※1であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の**体制整備や支援人材の養成等が必要**。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は76.7%※1、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は46.8%※1であり、**障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要**。

※1出典：令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（(独)日本学生支援機構）

- これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。
- 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、**大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.6%**※1にとどまっている状況。

➡ **先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。**

「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することで、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による**障害学生支援体制の強化**、②**障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開**、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月閣議決定）

- 第3章 「新たな日常」の実現
- 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
- (3) 社会的連帯や支え合いの醸成
 - …障害者の学びを推進するほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援…着実に推進する。

「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、**各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。**

事業概要

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う。**

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、**地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。**

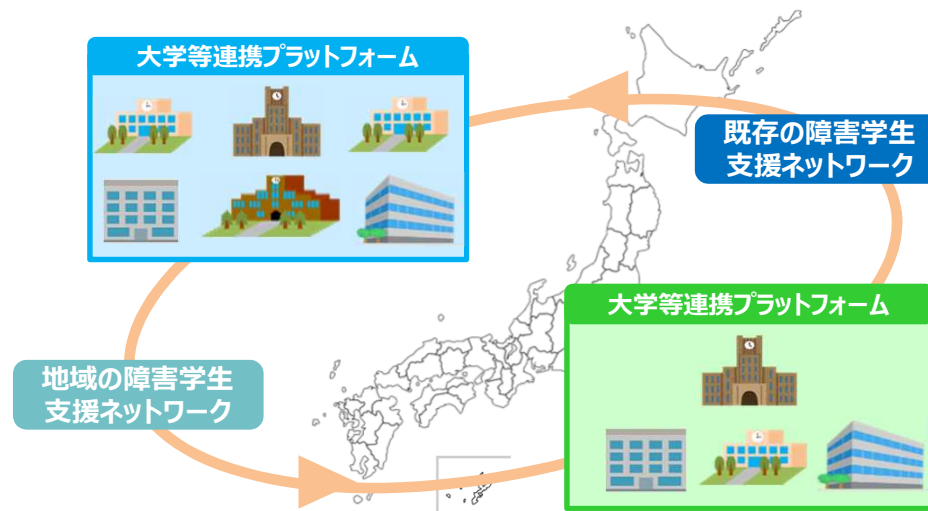
③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。

さらに、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。**

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、**学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。**



【期待される効果】

- 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生を支援
- 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進



大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、各大学等の支援の充実を図る

等